

最低工賃の改正決定に関する公示

愛知労働局最低工賃公示第1号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、愛知県車両電気配線装置製造業最低工賃（平成30年愛知労働局最低工賃公示第1号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第1項の規定により公示する。

令和6年7月3日

愛知労働局長 阿部 充

愛知県車両電気配線装置製造業最低工賃

- 適用する家内労働者 愛知県の区域内で車両電気配線装置製造業に係るカプラー差し、チューブ通し及び防水栓通しの業務に従事する家内労働者
- 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 第1号の家内労働者に係る最低工賃額 次の表の業務欄、内容欄及び規格欄の区分に応じ、1本につき、金額欄に掲げる金額

業 務	内 容	規 格	金 額
カプラー差し	電線の末端に取り付けられた端子をカプラーに差し込むことをいう。	20センチメートル以下の電線について行うもの	1本につき 47 銭
		20センチメートルを超え50センチメートル以下の電線について行うもの	1本につき 58 銭
		50センチメートルを超え2メートル以下の電線について行うもの	1本につき 68 銭
		2メートルを超える電線について行うもの	1本につき 78 銭
チューブ通し	電線の被覆を保護するため丸チューブを電線の端から差し入れることをいう。	15センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき 37 銭
		15センチメートルを超え50センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき 70 銭
		50センチメートルを超え1メートル以下のチューブについて行うもの	1本につき 79 銭
防水栓通し	カプラーにはめ込む前に防水栓に電線を通すことをいう。（手工具を使用せずに行うものに限る。）		1本につき 61 銭

- 効力発生の日 令和6年8月2日